

報徳会修学資金制度

1. 目的

この制度は、看護師を養成する学校又は養成所に在学する者であって、卒業後、報徳会において看護業務に従事する者に対して、報徳会が修学に必要な資金の一部を無利子で貸与する制度です。

2. 貸与の対象基準

修学資金の貸与者については、下記の基準を総合的に判断し、貸与者を決定する。

(1) 卒業後、看護師として活動する意志のある者

- 成績が優秀である者
- 学業態度及び出席状況に問題がない者
- 健康である者
- その他

(2) 将来、宇都宮病院への就職を希望する者

(3) 修学資金の貸与の必要性が高い者

- 生計を一にする者の所得があまり高額でない者
- 同一世帯に無職の家族のいる者（本人含む）
- 独立して生計を営んでいる者
- その他

(4) 公的奨学金以外の民間奨学金を借り入れている者は、宇都宮病院への就職について競合する奨学金を借り入れてない者

3. 修学資金貸与の額等

区分	貸与額（月額）	総貸与額	返還額（月額）	貸与期間	交付方法
看護師	50,000 円 （24～48 ヶ月）	1,800,000 円	50,000 円（36 ヶ月）	貸与を受けた年度の4月から正規の就業期間を終了する月まで。	原則として毎月交付する。尚、希望により1年分を一括交付する。

（備考）1.中途採用の場合には、遡って貸与を受けることができる。

4. 貸与申請手続

修学資金の申請には、次の書類を病院長に提出しなければなりません。

- (1) 報徳会修学資金貸与申請書 (別紙様式第1号)
- (2) 誓約書(連帯保証人を1名立てる。) (別紙様式第2号)
- (3) 身上調書(別紙様式第12号)
- (4) 成績証明書(1年次生は出身校の調査書)
- (5) 健康診断書

5. 貸与の決定

病院長は、貸与申請があったときは、書類審査、面接試験の上修学資金貸与の適否を決定し、これを申請者に通知します。

6. 貸与を受けた者の諸手続き

在学中は、退学、休学、停学の手続を取った時は速やかに病院長に届出る必要があります。

7. 返還

返還の免除を希望しない場合は、正規の修業期間を終了する月の翌月から後記返還額(月額)の通り返還となります。

卒業後1年以内に看護師(又は保健師、助産師)の免許を取得できなかったり、卒業後、直ちに当会施設に就職し、継続して所定の期間看護業務に従事しなかった場合は、返還となります。

中途退学者については貸与分の全額を返還することになります。

免許の取得とは、試験合格を含みます。

8. 返還の免除

修学資金の貸与を受けた者は、卒業後1年以内に当該看護師の免許を取得し、所定の期間継続して当会施設において看護業務に従事した場合は、その返還を免除されます。CNSコースなど看護系大学院修士課程へ進学する者については、その期間の返還を猶予する。但し、専攻は成人看護、老年看護、精神看護、看護管理、家族看護等当院に必要な分野に限る。

看護大学編入学、保健師、助産師養成所進学は猶予とはなりません。

尚、所定期間の一部を残して当会を退職したときは、残余期間分の貸与額は全て返還する。

9. 免除に必要な勤務年数

看護師	4年コース	36ヶ月
	3年コース	
	2年コース	

10. その他

この制度は、平成17年4月1日より実施する。

この制度は、平成24年4月1日より実施する。

この制度は、平成25年10月1日より実施する。

以上